

ID: 124

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例 第12条		
例 規 番 号	昭和62年 条例第13号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第十二条 町長は、虚偽その他不正な行為により第七条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日